

1000円  
以上！

# 最賃裁判ニュース

NO.30

2016年

9月15日

神奈川県労働組合 最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

## 控訴審 高裁第一回期日報告

# 即日結審。判決は12月7日15時

9月14日（水）16時から、東京高裁101大法廷で控訴審第一回期日が行われました。

東京高裁に控訴した原告19人のうち6名、元原告2名が参加し、傍聴支援は東京地評と都内の区労連、全労連や生協労連、国交労連、全教、全国一般、自治労連、年金者組合、エキタス、そして神奈川からの参加者を含め、93名が詰め掛け、98の傍聴席はほぼ満席となりました。

法廷では、控訴側代理人2名と原告の猪井さんが意見陳述をした後、山田俊雄裁判長、鈴木順子裁判官、菊池章裁判官が一旦退席し、今後の裁判進行について合議に入りました。5-6分後に再開され、「本日で結審する。判決言い渡しは12月7日15時」と宣言し終了しました。

## 地裁への差し戻し=「門前払いの否定」が判決の焦点

控訴審第一回期日の焦点は、東京高裁山田裁判長の裁判指揮にありました。原告らを負かす場合、「十分な審理もせず一回目の期日で即日結審し、次回判決」ということが多いからです。結論はそのとおりの展開となりました。

しかし、裏面の法廷でのやり取りのとおり、裁判長は今回の控訴審の焦点を「横浜地裁の判決を却下し、差し戻すか否か」と認識していると受け止められます。つまり、「裁判所に持ち込むものではないと、門前払い」した横浜地裁判決を否定し、「原告の訴えは裁判所に持ち込めることを認め、中身に入った判決をすべき」という判断を下す可能性もおおにあると言えます。

裁判後の報告集会では、弁護団から「事前の裁判所とのやり取りや、本日の裁判長の発言でも原審の差し戻しについて、かなり認識を持っている。被告国はこれまでと全く同じ理屈しか出せなかった。いずれにせよ中身に入っ

た判断ではなく、『門前払いを認めるか否か』に焦点を絞っている。一回の期日で終了したのも訴えの中身について審理をする必要性を認めず、処分性（門前払いか否か）について議論は出尽くした、と判断したからである」と説明がされました。

### ＜山田裁判長の法廷での発言、裁判指揮＞

・「裁判長！原告側に与えられた20分の時間を超過します。裁判を終結を！」（被告国の横槍発



開廷前の高裁前宣伝 横断幕を持つ原告らと、発言するエキタスの栗原さん

- 言) に対して、「少しならいいでしょう。原告本人陳述を続けてください」と裁判指揮。
- ・「訴えの中身の議論ではなく、焦点は差し戻すか否かにあるでしょう。」
  - ・審理中断し、6分程度の3人の裁判官の合議の後、「本日で裁判終結する。双方主張の補充があれば10月末までに出すように。判決日は12月7日15時」

## 原告を代表して猪井さんが裁判長に強烈な訴え(要旨)

私は現在47歳、神奈川県内のスーパーマーケットのセンター工場で弁当製造のパートの仕事をしております。時給は現在905円。神奈川県の最低賃金と同額です。病気を患い、自殺未遂を経て親元に引き取られ、既に7年にもなりますが、毎月の実際の手取りが9万円にも満たない収入では年若い両親の世話になる以外に生きていくことも出来ず、またこの年齢では再就職も簡単には出来ません。

今の私の境遇、どのような心境で過ごすことを強いられているか、おわかり頂けるでしょうか。中学・高校時代、あるいは大学時代の同級生から同窓会の連絡が来ても、私は行くことが出来ません。今の収入では同窓会に行く費用も捻出できない。ですが、それ以上に、今の惨めで情けない境遇を同級生たちに知られたくない、こんな姿を見られたくないからです。

私たち原告団は毎回、それぞれがそれぞれの勇気を奮い、血の出るような思いで意見陳述をし、裁判官に訴え続けました。4名の仲間は本人尋問も受けました。しかし、横浜地裁の裁判官には私たちの思いが届くことはなく、それどころかその思いを踏みにじり、「門前払い」を食らわせたのです。

そればかりではありません。横浜地裁の判決は、「最低賃金が低く生活が苦しいのなら、生活保護を受給すべし」とまで私たちに言い放っています。

被告である国は、この判決を「よし」としております。ならば全国各地の生活保護支給窓口で行われている「水際作戦」をどう説明するのでしょうか。生活保護を必要とする、支給要件を満たす者の内、実際には8割もの人が生活保護を受給出来ない現状をどう説明する気なのでしょうか。現に、私も以前、千葉県鎌ヶ谷市役所にて生活保護を申請した際に「アパートの家賃を払うお金があるのなら、それを生活費に充てなさい。」と言われ、申請用紙をもらうことさえ拒否されました。収入が最低生活費を下回っているのなら生活保護を受けよという判決を支持しておきながら、生活保護申請を窓口で蹴り、申請用紙すら渡さないことに対して指導もせぬ国は、貧困者・弱者は死ねと言っているも同然です。

私は、同窓会に行くことばかりでなく、これまでに色々なことを諦めてきました。例えば結婚すること。私は既に47歳ですし、再就職の見込みもまったくありません。「趣味を持つこと、楽しむこと」は、私たちが生まれながらにして持つ「幸福を追求する権利」に基いているものだと思います。それを生活保護を受給するのではなく、自分が働いた収入によって賄いたいと望むのは、当たり前前のプライドではありませんか。

私の、そして私たち原告団の望みは「最低賃金時給1000円以上」です。働いて収入を得、その収入をもって生きる、ということは、社会人として、人としての尊厳です。たとえ病気を抱えている今の境遇でも、私は自分自身の収入で生きたい。惨めな思いをしたくない。これが普通の、当たり前前の「人としての」プライドではありませんか。フルタイム労働をしたとして、月収わずか15万円前後の話。これを「最低限」のこととして決めるのは、そんなに難しいことですか？この程度のことをただちに実現出来ないようで、それで「先進国」だなどと言えますか？

私たちはそんなに困難なこと、無茶なことを要求していますか？

裁判長、私たちは、楽をして日々を過ごしたいなどということは望んでいない。ただ、人としての尊厳を、プライドを持った暮らしをしたいと切に望むものです。

私たちの、そして必死の思いで日々を働いて過ごしている多くの低賃金労働者の置かれた境遇に思いを馳せて、今度こそ、どうか公平公正な判決を下してください。



報告集会 弁護団と猪井さん (左から3人目)